

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第45号）第2条に基づき猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を行う飼い主等に対し、手術に要した費用の一部を補助することで、猫への不妊去勢手術の必要性を普及啓発し、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、動物愛護の気風を高めるとともに、生活環境の保全上の支障を防止することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、市内において飼養管理されている猫の飼い主
- (2) 本市の区域内に住所を有し、市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話している者
- (3) 川崎市地域猫活動支援要綱第4条に規定する川崎市地域猫活動サポーターの代表者

(獣医師の指定申請及び指定等)

第3条 この要綱に係る猫の手術に協力する獣医師（以下「協力獣医師」という。）として指定を受けようとするときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定申請書（第1号様式）に、獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条に規定する獣医師免許証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、次の各号に掲げる要件について速やかに審査し、指定の可否を決定するものとする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の規定に基づき診療施設を管理している獣医師であること。
- (2) 申請に係る診療施設は、市内、市内を除く神奈川県内及び東京都内のうち別表に掲げる本市に隣接する区市内に存在するものであること。

3 市長は、前項の規定により、協力獣医師として指定する獣医師（以下「指定獣医師」という。）と決定したときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書（第2号様式。以下「指定書」という。）を交付するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定により協力獣医師として指定しないと決定したときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師不指定通知書（第2号様式の2）により申請者に通知するものとする。
- 5 指定獣医師は指定書に記載した事項又は診療施設電話番号に変更が生じたとき、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定事項変更届出書（第2号様式の3）に、指定書を添えて市長に届け出るものとする。
- 6 指定獣医師は、協力獣医師としての指定を辞退する場合には、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定辞退届出書（第2号様式の4）に、指定書を添えて市長に届け出るものとする。
- 7 市長は、指定獣医師が第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったと判断したときには、指定の解除を川崎市猫の不妊及び去勢手術指定獣医師指定解除通知書（第2号様式の5）により通知するものとする。

（補助金の額）

第4条 市長は、手術に要した費用の一部として次の額を補助するものとする。

- （1）不妊手術の場合 1頭につき 4,000円
- （2）去勢手術の場合 1頭につき 3,000円
- （3）川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第4条第1項第2号又は第6条第1項第2号に基づき地域猫活動対象猫として申請した猫（以下「活動対象猫」という。）について実施された不妊手術の場合、第1号の規定にかかわらず1頭につき 8,000円とする。ただし、支払った施術費用の額（以下「支払額」という。）が8,000円未満の場合は当該支払額とする。
- （4）活動対象猫について実施された去勢手術の場合、第2号の規定にかかわらず1頭につき 6,000円とする。ただし、支払額が6,000円未満の場合は当該支払額とする。

（補助の範囲）

第5条 市長は、第2条第1号及び第2号に該当する者の場合は、申請年度内に1世帯につき8頭を超えない範囲で補助するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金交付申請書（第3号様式及び第3号様式の2。以下「補助金交付申請書」という。）に指定獣医師の発行する川崎市猫の不妊（去勢）手術実施証明書（第4号様式）と補助金振込先金融機関の通

帳等の写しを添えて市長に申請するものとする。

- 2 第2条第1号及び第2号に該当する者が、補助金の交付を受けようとする場合は、申請者の現住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）の提示又は写しを添付するものとする。
- 3 第2条第3号に該当する者が、活動対象猫の不妊及び去勢手術について申請する場合は、当該猫の手術後の写真を添付し、また、当該手術費用の領収書の提示又は写しを添付するものとする。
- 4 第1項の申請の対象となる不妊去勢手術の実施期間は、当該年度開始月の前月から翌年の2月までとする。また、申請期間を4月1日から翌年の3月31日の開庁時間内までとし、3月31日が土曜日又は閉庁日の場合は、前開庁日の開庁時間内までとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、速やかに補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の可否の決定に際して疑義が生じた場合は、診療記録や領収書等可否の決定に必要な書類の確認及び提出について、申請者及び指定獣医師に求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付すると決定したときは、川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、既に交付した補助相当額を返還させることができる。

（申請書の経由）

第8条 申請者は、補助金交付申請書を申請者の住所を所管する保健所支所長を経由して市長に申請するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

(飼い犬等の避妊及び去勢手術補助要綱の廃止)

- 2 飼い犬等の避妊及び去勢手術補助要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年川衛環食第957号)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第655号)

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第1071号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成16年川健生第674号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則 (平成17年川健生第349号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に川崎市飼い犬等の不妊及び去勢手術補助要綱第3条第2項の規定による川崎市飼い犬等の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書が交付されている者は、改正後の要綱第3条第1項の規定による申請の際に、同項に規定する添付書類を省略することができる。

附 則 (平成17年川健生第1956号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成18年川健生第1787号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成25年川健生第1201号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成30年川健生第827号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を追記した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成31年川健生第827号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和2年川健生第241号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年川健生第2863号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和5年川健生第1734号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、

当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

- 3 第6条第4項の申請の対象となる不妊去勢手術の実施期間は、令和5年度にあつては、年度開始月から翌年の2月までとする。

別表（第3条第2項第2号関係）

	対象区市
東京都	大田区、世田谷区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、町田市

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所

獣医師氏名

電話 ()

次のとおり川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師として指定を受けたいので、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。

1 施 設 名

2 所 在 地

3 電 話 番 号

4 獣 医 師

(1) 獣医師氏名

(2) 獣医師免許 登録年月日 年 月 日

登 録 番 号

(3) 診療施設開設獣医師 ・ 診療施設管理獣医師

(注) 添付書類 獣医師法第 7 条に規定する獣医師免許証の写し

第 2 号様式

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書

川崎市指令 第 号

施設名

所在地

獣医師氏名 様

年 月 日に申請のありました川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定
獣医師の指定については、上記獣医師を川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱第 3 条
第 3 項の規定により指定します。

年 月 日

川崎市長 印

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師不指定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師については、次の理由により指定できませんので通知します。

理由

.....

.....

第2号様式の3

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

獣医師氏名

電 話 ()

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定事項を次のとおり変更しましたので、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱第3条第5項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 施 設 名 <input type="checkbox"/> 所 在 地 <input type="checkbox"/> 獣医師氏名 <input type="checkbox"/> その他 ()	
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
診療施設	名称	
	所在地	
T E L		

(注) 添付書類 川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書

獣医師氏名の変更にあつては、書換え交付を受けた獣医師免許証の写し

第2号様式の4

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定辞退届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

獣医師氏名

電 話 ()

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定を辞退したいので、川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱第3条第6項の規定により、届け出ます。

施設名		
施設所在地	〒 TEL	
指定獣医師名		
獣医師免許	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
辞退の理由		

(注)

- 1 川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書を添付してください
- 2 指定獣医師が死亡等で届出できないときは、親族等代理人が速やかに届け出て下さい。

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定解除通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市猫の不妊及び去勢手術補助指定獣医師については、次の理由により解除しましたので通知します。

理由

.....

.....

衛生課確認欄	
グループNo.	<input type="checkbox"/> 補助額 (円、領収書原本確認済)
対象猫管理番号	<input type="checkbox"/> 手術済猫の写真

第3号様式

川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金交付申請書

申請日 年 月 日

申請者	住所	川崎市 区		
	氏名		電話	

対象 ※1又は2に○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫			
	2 申請者が市内で責任を持って世話している所有者の判明しない猫			
手術の内容 ※1又は2に○	1 不妊（メス） 2 去勢（オス）			
猫の種類	[例：雑種・マンチカン等]		猫の呼び名	[例：たま・ミケちゃん等]
猫の年齢	歳	か月	猫の毛色	[例：茶トラ・グレー等]

補助金振込先	金融機関名				1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 ()
	支店名	1 本店 2 支店 3 出張所 4 ()		店番号	
	預金種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号		
	口座名義 カナ				

猫の不妊（去勢）手術補助金の交付を受けたいので、別紙の川崎市猫の不妊（去勢）手術実施証明書を添えて申請します。

なお、申請にあたり、次の事項を誓約します。

手術実施にあたり、施術及びこれに関して生じた問題については、当事者間で解決するものとし、市に対して一切の損害賠償等の請求を行いません。

(宛先) 川 崎 市 長

- ・この補助金交付は、当該年度予算がなくなり次第終了となりますので御了承ください。
- ・3月中に実施した手術の申請期間は、翌年度（同年4月から）の申請となりますので御注意ください。

提示又は写しの添付	申請者の現住所が確認できる書類として、個人番号カード、運転免許証、健康保険証、住民票等1点（※有効期限があるものは期限内のものに限る。写しの提出には、申請者の氏名及び住所記載面のコピー要。）
添付	補助金振込先金融機関の通帳等の写し（通帳の表紙の裏側部分等、口座名義人のふりがな、口座番号等が確認できるもの、口座名義人は申請者と同一であること。）

(申請者→区役所衛生課→健康福祉局)

衛生課確認欄	
グループNo.	<input type="checkbox"/> 補助額 (円、領収書原本確認済)
対象猫管理番号	<input type="checkbox"/> 手術済猫の写真

第3号様式の2

川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金交付申請書（区役所衛生課控）

申請日 年 月 日

申請者	住所	川崎市 区		
	氏名		電話	

対象 ※1又は2に○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫		
	2 申請者が市内で責任を持って世話している所有者の判明しない猫		
手術の内容 ※1又は2に○	1 不妊（メス） 2 去勢（オス）		
猫の種類	[例：雑種・マンチカン等]	猫の呼び名	[例：たま・ミケちゃん等]
猫の年齢	歳 か月	猫の毛色	[例：茶トラ・グレー等]

補助金振込先	金融機関名			1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 ()						
	支店名		1 本店 2 支店 3 出張所 4 ()	店番号						
	預金種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号							
	口座名義 カナ									

猫の不妊（去勢）手術補助金の交付を受けたいので、別紙の川崎市猫の不妊（去勢）手術実施証明書を添えて申請します。

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者→区役所衛生課)

川崎市猫の不妊（去勢）手術実施証明書

申請者	住所	川崎市 区		
	氏名		電話	

対象 ※1又は2に○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫			
	2 申請者が市内で責任を持って世話している所有者の判明しない猫			
手術の内容 ※1又は2に○	1 不妊（メス） 2 去勢（オス）			
猫の種類		猫の呼び名		
	[例：雑種・マンチカン等]		[例：たま・ミケちゃん等]	
猫の年齢	歳	か月	猫の毛色	
				[例：茶トラ・グレー等]

上記のとおり 年 月 日に手術を実施したことを証明します。

年 月 日

施設名

所在地 市 区

指定獣医師名

※ 指定獣医師の先生方へ
太枠欄に内容が記載されていることを御確認の上、証明いただきますようお願いいたします。

(申請者→指定獣医師→申請者→区役所衛生課→健康福祉局)

川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

補助金交付額			
申請者	住所	川崎市 区	
	氏名	様	
手術の内容	不妊（メス） ・ 去勢（オス）		
猫の種類		猫の呼び名	
猫の年齢		猫の毛色	

上記のとおり決定します。

年 月 日

川崎市長 印

川崎市猫の不妊（去勢）手術補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日に申請のありました猫の不妊（去勢）手術補助金交付については、次の理由により交付できませんので御了承ください。

(理由)

.....
.....
.....

(健康福祉局→申請者)

川崎市 区役所衛生課 第 号